

# 中国東北地域における日本の会社による土地経営

——中国史研究のなかに見えてくる日本社会——

江 夏 由 樹

## 1 はじめに

日露戦争後のポーツマス条約（1905）によって、日本は遼東半島南部（関東州）の租借権、また、東清鉄道南部支線（長春・旅順間の「南満洲鉄道」）の経営権を獲得した。さらに、第一次大戦中の21カ条要求（1915）を経て、日本は中国東北地域（いわゆる「満洲」）の南部、「東部内モンゴル」をその勢力下に置いていった。中国東北地域は清朝の時代より「東三省」と呼ばれていたが、20世紀初頭以降、日本はこの地域における優越的な地位を確立していったのである。

ただし、1932年の「満洲国」成立まで、日本の支配が直接及んだ地域は、基本的に、関東州、南満洲鉄道とその附属地に限定されており、中国東北地域の大部分は、張作霖政権をはじめとする、各時期の東三省地方政府によって統治されていた。東三省地方政府はこの地域における日本の経済活動を強く牽制し、様々なかたちでこれを規制していった。そうしたなかで、日本政府は南満洲鉄道株式会社（満鉄）などの国策会社を設立し、これら会社が中国東北地域における日本の権益拡大のために重要な役割を担っていった。さらに、多くの日本の会社や個人がこの地域に続々と進出し、日本政府、あるいは、満鉄などの国策会社から直接、間接に資金援助などを受け、商業、鉱工業、農業、運輸などの事業を展開していった。

ここで確認しておきたい点は、こうした日本の会社や個人の経済活動は民間セクターにおいて展開されていたことである。かれらの活動は中国東北地域における日本の権益拡大の一翼を担っていたが、同時に、その活動は「官利」を原則と

するものであった。日本の会社や個人は中国側の会社(公司)や個人と商業上の関係を取り結び、私人間の契約を基礎に、その経済活動を進めていった。「営利」を原則としたことは、中国側の会社や個人についても言えた。つまり、日本と中国という国家間の関係とはひとまず次元を異にして、日本や中国の会社、個人は相互に経済的利益を求めてその活動を進めていったのである。

東三省地方政府は日本人の経済活動を強く規制していたが、他方、張作霖自身をはじめ、中国側の政府要人、有力官僚らは私人として様々な営利事業に携わり、そのなかで、日本の企業、個人とも密接な関係を取り結んでいった。つまり、中国東北地域における日本の企業や個人の経済活動の現場では、国と国との関係からだけでは必ずしも捉えきれない、複雑な現実が存在していたのである。まさに、「国策」と「営利」の原則がぶつかりあう世界であったとも言えよう。

日本の企業、個人が中国東北地域で商業、鉱工業、農業等の活動を展開していくなかで、土地問題が一つの主要な関心事となっていった。つまり、かれら日本人が如何にその事業用地を獲得していくかという問題である。東三省の地方政府は日本人の土地所有を厳しく禁じており、これに対し、日本側は自由に土地を獲得する権利を強く求めていた。つまり、中国東北地域において日本人の土地所有を認めるか否かという問題が、日中間の外交上の懸案となっていたのである。しかしながら、巨大な利益を生み出す土地売買はビジネスとして大きな魅力をもつものであり、有力官僚を含め、中国側の要人はこの地域の土地を日本の企業や個人に、法の規制をくぐりぬけて売却する事業に深く関わっていた。東三省の土地の売買をめぐる、「国策」と「営利」が複雑にからむ問題が生まれていた。

こうした状況のなかで、日本政府は中国東北地域での土地取得、その経営を目的として東亜勸業という株式会社を設立した。本稿は、この東亜勸業株式会社の設立過程、また、その事業が展開していくなかで、どのような問題が存在したのかを検討し、土地問題をめぐって、「国策」と「営利」の間にゆれた日本の企業や個人の思惑とその現実、また、こうした日本側の動きに対し、東三省の地方政府内部や民間の人間がどのような対応をしていったのかを明らかにしていきたい。こうした問題を考察することは、同じく、この地域に清朝の時代以来展開してい

た、複雑で重層的な土地権利関係の実態、その社会の内側の一端を明らかにしていくことを意味する。日本の会社、個人が東三省の土地権利関係の問題に深く関わってしまったことにより、中国側の史料からだけでは必ずしも見えてこない、中国土地制度史の本質に関わる問題が浮き彫りだされてくると言えよう。

## 2 東亜勸業株式会社の設立とその農場用地

### (1) 東亜勸業株式会社の設立

1921年12月、外務省、拓殖局などを中心とする日本政府の主導のもと、南満洲鉄道株式会社、東洋拓殖株式会社、大倉組が参加して、東亜勸業株式会社が設立された。その本社は東京の東洋拓殖本社内に置かれたが、翌年、奉天（現在の瀋陽）の琴平町に移転した。会社の資本金は2,000万円であったが、その大部分は南満洲鉄道株式会社、東洋拓殖株式会社、大倉組の出資によるものであった。また、会社には政府からの補助金が交付され、その額は、会社創立後の5年間で朝鮮総督府、関東庁からのものが、それぞれ、95万円、90万円にものぼった。創業時の東亜勸業の収入が、毎年、45-80万円程度であったことを考えると、その経営が大きく政府補助金に頼っていたことが分かる。<sup>1)</sup>

東亜勸業は中国東北地域、東部内モンゴルの各地に会社農場を設け、そこで生産する米、羊肉、羊毛等を日本に輸出することを目指していた。1918年の「米騒動」からもうかがえるように、当時、日本社会は慢性的な米不足に悩まされていた。また、会社農場では多くの「在満朝鮮人」を水田の小作人として雇用し、経済的に困窮していたかれらを「救済」するとしていた。当時、中国東北地域では、多くの朝鮮族が実際に水田耕作に従事しており、かれらは水田耕作の優れた技術者として知られていた。つまり、東亜勸業株式会社は日本の資本、中国東北地域・東部内モンゴルの土地、朝鮮人の労働力を結び付け、そこで、日本に輸出される食糧、衣料品原料の生産を行おうとしていたのである。<sup>2)</sup> これは、それまで必ずしも有機的な結びつきのもとにはなかった日本、中国東北地域、内モンゴル、朝鮮の東アジア各地域を経済的に統合していこうとする動きの一つであったとも言えよう。

東亜勸業株式会社の役員の顔触れは表1に示したとおりである。<sup>3)</sup>社長には元外務次官の倉知鐵吉が就任した。倉知は外務省政務局長として、かつて、日韓併合を推し進めた官僚の一人であり、その関係から、日韓併合に協力した朝鮮の有力者などと関係が深かった。東亜勸業株式会社の数少ない個人株主として、朴泳孝、李完用、宗秉俊などの名前が連ねられていることから、そうした倉知と朝鮮貴族との関係をうかがうことができよう。なお、倉知鐵吉は外務省をはじめとする日本の官界、また、中国官界の有力者との関係を後楯に、中日実業会社の社長を務めるなど、当時、日中間の実業界で大きな力を有する人物の一人であった。<sup>4)</sup>

東亜勸業株式会社の役員の多くは、その出資者である南満洲鉄道、東洋拓殖、大倉組の各社からその代表者が送られてきていた。満鉄からは大淵三樹(専務取締役)、中川健蔵(取締役)、東洋拓殖からは川上常郎(取締役)、人見次郎(監査役)、大倉組からは林幾太郎(取締役)が派遣されてきていた。但し、後述するように、1924年、東部内モンゴルにおける農場経営をめぐり、張作霖と東亜勸業との関係が難しくなったことなどから、大倉組は張作霖との関係を重視し、東亜勸業の経営から手を引いていった。

東亜勸業の会社役員の多くは満鉄、東洋拓殖、大倉組から送られてきたが、同時に、かれらは元官僚という経歴を有していた。表1が示すように、役員の佐々木藤太郎、大淵三樹、川上常郎は大蔵省、中川建蔵は内務省、人見次郎は農商務省、林幾太郎は鉄道局にかつて勤めており、その後、満鉄、東洋拓殖、大倉組の要職に就いていた。また、佐々木藤太郎、中川建蔵、人見次郎がそれぞれ朝鮮総督府、台湾総督府に籍を置いていたことも見逃せない。かれらは日本の植民地官僚として、その実務経験を朝鮮、台湾等で積んでいたのである。<sup>5)</sup>例えば、ソウル大学の奎章閣(史料館)には、朝鮮総督府の書記官であった佐々木藤太郎が李王朝の債務整理の仕事に携わっていたことを記す史料が残されている。<sup>6)</sup>後述するように、東亜勸業の取得した土地がかつての清朝皇室、モンゴル王公の土地であったことを考えると、東亜勸業の専務取締役であった佐々木が朝鮮皇室の土地財産整理にかつて関わっていたことは極めて興味深い。このように、東亜勸業株

表 1 会社創立時の東亜勸業株式会社役員

社長	倉知鉄吉	(元外務次官, 中日実業公司取締役等) *
専務取締役	佐々木藤太郎	(元大蔵官僚, 朝鮮総督府書記官等)
	大淵三樹	(満鉄代表, 元大蔵官僚, 南満洲鉄道東京支社長等)
取締役	中川建蔵	(満鉄代表, 元内務官僚, 台湾総督等) *
	川上常郎	(東拓代表, 元大蔵・内務官僚)
	林幾太郎	(鉄道局, 大倉鉱業会社常務取締役等)
監査役	人見次郎	(東拓代表, 元農商務官僚, 朝鮮総督府書記官)
	荒井泰治	(仙台商業会議所特別議員, 台湾貯蓄銀行頭取) *

「\*」は貴族院議員を示す。

式会社の役員たちは元官僚として、中国東北地域における日本の権益拡大という「国策」の遂行を担っていたが、同時に、民間企業の役員として「営利」を追求する立場にもあった。

## (2) 東亜勸業の農場用地取得をめぐる問題

当時、東三省地方政府(張作霖政権)は外国人、つまり、日本人の土地取得を厳しく禁じていた。そうしたなかで、何処に会社農場の用地を確保するかという点が東亜勸業にとって難しい課題となった。結局、東亜勸業は満鉄、東洋拓殖、大倉組がそれぞれ有していたとされる土地の権利を引き継ぎ、これを会社農場の用地としていくこととした。そのうち、満鉄関係地、東洋拓殖の関係地は、それぞれ、奉天近郊と東部内モンゴルの地域を中心に展開していた。なお、東部内モンゴルの白音太来(通遼)付近にあった大倉組関係の土地権利も東亜勸業が引き継ぐこととなっていたが、後述するように、この計画は実現できなかった。表2は会社設立時の会社農場の概要を示している。<sup>7)</sup>

ここで問題となる点は、東亜勸業が引き継いだ満鉄、東洋拓殖関係の土地権利の内容である。ここには三つの問題があった。第一に、満鉄、東洋拓殖がこれら土地に対する完全なる権利を有していなかったことである。なぜならば、日本の会社が中国東北地域で土地を購入することはできなかったことから、これら会社

表2 会社創立時における東亜勸業株式会社取得地一覽

## 1. 南滿洲鐵道株式会社関係地

事東上の 土地所有者	所在地	面積	土地の 利用形態	払い下げ 前の地目	土地權利 取得年月	土地払い下げを受 けた名目上の權利者	土地評価額
西宮房次郎 (滿洲における 商業、農場経営者)	宮口縣下土台子	123.60天地	畑地	皇産?	1913年3月	孫洪興(現在は孫欽五)	
	蓋平縣三塊石子 同 鶴牡嶺子	495.03天地	畑地, 荒地	皇産 (官府牧場)	1913年3月	候澤久(天津三井洋行 関係者)	
	鉄嶺縣范家高棚	72.00天地	畑地, 荒地	皇産?	1913年3月	楊大盛(西宮の腹心)	
	瀋陽縣吳家荒 ①	126.00天地	水田	皇産(三陵関係)	1914年3月	王寶亭(奉天滿鉄付属 地に居住)	西宮関係地 上記全ての 土地につき 170,980円
	同 南陳家荒 ②	109.40天地	水田	同	1913年2, 3月	王寶亭, 王英多	
	同 北陳家荒 ③	184.50天地	水田	同	1913年5, 6月	胡錫庚, 張立英	
勝弘貞次郎 (奉天における 水田経営, 精米業)	盤山縣丁家高棚	333.00天地	畑地	皇産?	1913年7月	蘇秀峰(新民政府在任, 勝弘の腹心)	
	同 蘆家甸	349.92天地	荒地	同	同	同	
	新民縣梅坨子	181.16天地	畑地, 荒地	同	同	同	勝弘関係地 上記全ての 土地につき 42,705円
	同 白家山, 趙家套	168.80天地	荒地, 畑地	同	同	同	
	瀋陽縣京安堡	27.60天地	水田	同	同	同	
原口統太郎 (原口新吉)	新武縣西公大堡子	389.00天地	水田, 畑地	皇産?	1914年3月	佟潤堂(武安) (原口の使用人)	118,986円
津久井平吉 (陸軍退役大佐)	新民縣孫家套	134.00天地	水田, 荒地	皇産?	1914年2月	龐永興(津久井の腹心)	24,769円
大来修治 (大連 遼東日報 社長)	双山縣衙門屯	820.36天地	畑地, 水田	王公莊園	1913年10月	王澤内, 戴佐臣 (鉄嶺商品陳列館主任)	48,288円

佐々木作兵衛	阜新縣聚口泡子	300.00天地	荒地	蒙地	1914年9月	王德福 (佐々江の腹心)	4,500円
2. 東洋拓殖株式会社関係地							
事実上の 土地所有者	所在地	面積	土地の 利用形態	払い下げ 前の地目	土地権利 取得年月	土地払い下げを受 けた名目上の権利者	土地評価額
佐々江嘉吉	白音太来 ④	103方地	畑地, 荒地	蒙地	1917年6, 12月	孫潤魁, 曲魁一, 張魁元, 孫玉峯	327,900円
峯八十一	東西札魯特旗	1,169方地	荒地, 畑地	蒙地	1918年8-9月	馬長英, 王子明	768,000円
石川五郎	西札魯特旗	1,200方地	荒地	蒙地	1919年8月	王潤生 (石川の側近)	677,000円
3. その他							
事実上の 土地所有者	所在地	面積	土地の 利用形態	払い下げ 前の地目	土地権利 所得年月	土地払い下げを受 けた名目上の権利者	土地評価額
峯八十一	東西札魯特旗 東札魯特旗	638方地 300方地	荒地 荒地, 畑地	蒙地	1918年8-9月	馬長英, 王子明	東拓関係の 峯八十一の土地 評価額と合算

①②③ 三陵付属地である昭陵窯柴官甸地であった土地, これらの土地は後に奉天農場と呼ばれた。名義上の所有者であった胡錫庚らは昭陵窯柴官甸地の官佃戸として名前が残されている。

④奉天地方政権の有力者であった孫烈臣, 張景惠, 吳俊陞が払い下げた土地。

に代わり、表2に記されている西宮房次郎、佐々江嘉吉といった人物が実際には土地の権利を獲得していた。具体的には、これら日本人は満鉄、東洋拓殖から資金を借り、その金で土地を購入していたのである。したがって、満鉄、東洋拓殖が関係土地を東亜勸業に引き渡すためには、これら日本人からその権利をあらためて買い上げる必要があった。では、こうした日本人とはそもそもどのような人々であったのだろうか。かれらはどのような経緯で、何を目的として土地を購入したのであろうか。また、東亜勸業農場を設立するに際し、かれらは土地権利をそのまま手放すことに同意したのであろうか。

第二に、こうした日本人が得た土地権利の内容にも大きな問題があった。そもそも、当時、外国人の土地購入が厳しく禁じられていたことから、これら日本人に代わって名義上の土地購入者となる中国人が存在した。表2にあるように、楊大盛、王寶亭、孫酒斌、張魁元などの人物が西宮房次郎、佐々江嘉吉などの代理人となっていた。つまり、名義上の土地権利はこれら中国人が有していたのである。したがって、東亜勸業が農場の土地権利を獲得するためには、これら中国人のもつ名義上の権利を解消する必要があった。これら中国人はどのような人々であり、西宮、佐々江などの日本人とは如何なる関係にあったのであろうか。

第三に、会社農場の用地が本来どのような性格の土地であったのかという問題があった。奉天近郊に展開する満鉄関係の土地は「皇産」、東部内モンゴルに点在していた東洋拓殖関係の土地は「蒙地」とかつて呼ばれていた。<sup>8)</sup> 1911年の辛亥革命により、清朝政府が倒された後、旧清朝皇室の家産とみなされた土地は「皇産」と呼ばれ、民国政府の特別な保護のもとに置かれることとなった。中国東北地域にはこうした皇産が広大に展開していた。しかし、東三省地方政府は、民国政府が旧清朝皇室に与えた約束を反故にし、これら皇産とされた土地を大規模に民間に払い下げていった。他方、「蒙地」はモンゴル王公、モンゴル旗が有していた土地であり、辛亥革命後、これらの土地も続々と民間への払い下げの対象となっていた。東三省地方政府はこれら「皇産」「蒙地」を民間に払い下げるにより膨大な収入を得ることに成功し、また、こうした土地の払い下げを受けた人物はそれら土地の地主となっていた。西宮房次郎、佐々江嘉吉らの日本



人は満鉄、東洋拓殖から資金を借り受け、配下の中国人を名義人として、これら皇産や蒙地の払い下げを受けたのである。政治的権力を失った清朝皇室、モンゴル王公は皇産、蒙地の払い下げの動きに抵抗することはできなかった。しかし、こうした土地の払い下げが旧清朝皇室、モンゴル王公、モンゴル旗の意向に沿ったものではなかったことから、かれらは土地に対する既存の権利をその後も主張しうる根拠を持ち続けていた。このことが、満洲国時代の地籍整理事業のなかで大きな問題となっていく。<sup>9)</sup>

以上の三点が示すように、東亜勸業の農場用地に対する権利は決して完全なものとは言えなかった。この土地権利の問題が東亜勸業の経営にとって大きな障害となっていく。この点をもう少し掘り下げて検討してみよう。

### (3) 農場用地を取得した日本人たち

表2の「事実上の土地所有者」の欄には、満鉄、東亜勸業から多額の資金を借り、皇産、蒙地の払い下げを受けた日本人の名前が記されている。そこにあるように、西宮房次郎、勝弘貞次郎、原口統太郎、津久井平吉、大来修治らは満鉄から、また、佐々江嘉吉、峯八十一、石川五郎らは東洋拓殖からの資金によって、それぞれ、奉天近郊、東部内モンゴルにおいて広大な面積の土地の払い下げを受けていた。このうち、例えば、西宮房次郎、勝弘貞次郎などは、「満洲」において早い時期から農場経営や商業活動に従事していた人物として知られている。『外務省記録』のなかには、当時、東洋拓殖から資金の提供を受けていた何人かの人物の経歴、また、その土地取得の経緯をある程度明らかにする史料が残されている。

例えば、佐々江嘉吉は、元々、三井洋行の鉄嶺出張所長の職にあった。鉄嶺は満鉄沿線から内モンゴルへの入り口となる要衝に位置していた。佐々江は内モンゴルにおいて商業活動を展開するなかで、蒙地の払い下げを受け、その土地を経営することの利益に着目し、自らその事業に乗り出す計画を試みていく。佐々江の計画を「国策」に適うものとして強く支援したのが、当時の外務省在鉄嶺領事代理領事であった酒匂秀一であった。<sup>10)</sup> 佐々江は東洋拓殖から32万7900円の資金

を調達し、1917年、白音太来(通遼)付近に展開していた約100方地(1方地は45晌、1晌は10畝)の土地を取得した。この土地は当時の奉天地方政権の有力者であった孫烈臣、張景恵、呉俊陞らの払い下げた蒙地であった。これら有力官員はこうした蒙地の払い下げを行うことにより、巨大な利益をあげていたのである。なお、この蒙地の払い下げを受ける権利は、元々、大連宏済善堂戒煙部理事の有馬邊という人物が取得したものであったが、その後、満蒙実業組合代表という肩書きにあった佐々江が譲りうけたものであった。日本人である佐々江の代理人となり、名義上の土地所有者となったのが、斌陞堂、忠恕堂、忠善堂などの団体、また、張魁元、張玉峯などの中国人であった。<sup>11)</sup> この佐々江の事例をみても、日本人が皇産、蒙地の権利を取得していく過程のなかで、日本や中国の官僚、会社、個人の思惑が複雑に絡んでいたことが推測できる。

佐々江嘉吉だけでなく、東洋拓殖はその他の日本人にも多額の資金を土地取得のために貸し付けていた。東亜勸業創業時の農場には含まれていなかったことから、表2にその名前は記されていないが、中島真男という人物もそうしたなかの一人であった。中島は日本の軍部・外務省などとの強いつながりの中で、満洲において新聞刊行事業を進めた人物として知られている。かれは1905年の日露戦争直後、営口において『満洲日報(日本語)』という雑誌、さらに、北京において『順天時報』という新聞を刊行し、そうしたなかで、日本の軍や外務省との関係を強化していったという。<sup>12)</sup> この中島は東洋拓殖から17万8000円の資金を借り受け、開魯の北方約4キロメートルの地に2500方地の土地を取得していた。この土地も元蒙地であり、中島真男の代理人は鹿鳴という中国人であった。<sup>13)</sup>

また、東洋拓殖との直接の関係は確認できないが、『外務省記録』の中には、薄益三という人物が蒙古産業公司という会社を設立し、東部内モンゴルの林西北方で農場経営を計画していたという記録が残されている。<sup>14)</sup> 薄益三はいわゆる「緑林」の統領の一人である天鬼將軍として知られた人物である。かれは福島県会津津川(現在は新潟県)の出身であり、日露戦争中、平壤に薄商会を設立し、日本の朝鮮駐屯軍の御用商人として成功を収めた。その後、軍との関係を維持しつつ、長春に華実公司という会社を興し、そこを拠点にこの地域の有力者との関

係を深めていった。薄はいわゆる親日的な「緑林」の首領として、この地域で隠然とした勢力を有していた。また、辛亥革命後、かれはいわゆる「蒙古独立運動」にも深く関わっていたという。<sup>15)</sup> この薄益三が東部内モンゴルの巴林王領内に広大な面積の土地を取得し、農場経営を試みていたということは極めて興味深い。

上記の名前以外にも、早間正志、旭藤吉郎といった人物が東部内モンゴルの各地で旧蒙地の権利を獲得し、そこでの農場経営を試みていた。<sup>16)</sup> 東部内モンゴル、奉天近郊における農場経営者とされたこれら日本人たちの経歴を見てみると、まず、かれらの多くが元軍人、あるいは、商業や新聞刊行などの仕事に携わるなかで、この地域の奥深くに入り込み、そのなかで、軍や外務省などと深い関係を築いていたことに気付く。津久井平吉は退役した陸軍大佐であり、旭藤吉郎はモンゴル経済事情の調査などを専門とした元陸軍主計官であった。薄益三が朝鮮駐屯軍の御用商人であり、軍との強い関係のなかで、華実公司を立ち上げていったことは、既に述べたとおりである。また、佐々江嘉吉、早間正志らの商社員、商品陳列館経営者はこの地の外務省在外公館の支援を受けるなかで、東部内モンゴルの土地を取得していった。つまり、日本の軍や政府機関が旧皇産や蒙地の払い下げを受ける事業を展開できないなかで、その意を受けて、これら日本人が中国人の代理人を使って内モンゴル、奉天近郊で土地を取得していったのである。同じく、満鉄や東洋拓殖などの会社は日本政府の意向に従って、これら日本人に土地取得のための資金を貸し付けたのである。こうしたかたちで、中国東北地域、内モンゴルにおける日本の経済的権益拡大という「国策」が追求されていった。

### 3 東亜勸業の経営に見る「国策」と「営利」

さて、こうした日本人は「国策」への協力のためだけに土地権利を取得したのであろうか。また、満鉄や東洋拓殖は「国策」の論理だけで土地取得のための資金を日本人に貸し付けたのであろうか。ここでは、これら個人や会社がもっていた「営利」の動機が問題となってくる。東亜勸業はその創立以来、この「国策」と「営利」の動機との間の難しい関係に直面していた。

まず、西宮房次郎、佐々江嘉吉らは自分のビジネスとして、その商業的な計算のもとで、奉天近郊、東部内モンゴルで土地を取得したのであった。かれらがこれらの地における農場経営をどこまで利益あるものと考えていたかは必ずしも明らかでない。取得した土地の地価上昇を期待し、土地転売の機会を狙っていたということも十分考えられる。かれらが日本の国策の一翼を担って奉天近郊、東部内モンゴルの土地を手に入れたにせよ、それにより、十分な利益をあげることがかれらにとって大事な目的であった。かれらから見れば、満鉄や東洋拓殖はあくまでも資金を貸し付けてくれた会社にすぎなかった。東亜勸業を設立するにあたり、満鉄や東洋拓殖は自ら資金を貸し付けた日本人から土地権利を買い取り、その上で、その土地権利を東亜勸業に引き渡すこととなった。しかし、こうした日本人が自分の有する土地権利をそのまま満鉄、東洋拓殖に引き渡すとは限らなかった。かれらが納得できる土地買収価格がそこで提示されなくてはならなかったのである。

満鉄、東洋拓殖が西宮房次郎、佐々江嘉吉らの土地をいくらで買収するかについては、東亜勸業の設立準備段階でもうけられた調査委員会で検討され、1921年4月に開催された土地評価委員会で決められた。その額は表2の「土地評価額」に示されている通りである。例えば、峯八十一は東洋拓殖から1919年以降、年利8分で50万円、石川五郎は同じく年利8分で72万円を土地取得のために借り入れていた。東亜勸業設立にあたり、峯、石川の土地はそれぞれ76万8千円、67万7千円で買い上げられることとなった。<sup>17)</sup> 詳しい事情はよくわからないが、この数字を見る限り、二人が土地権利の売却によって大きな利益を得たとは言えないであろう。石川五郎の場合には明らかに損失を蒙ったと言えよう。いずれにせよ、表2に示されている農場用地の場合には、満鉄、東洋拓殖が日本人から土地権利を買い取り、東亜勸業がその権利を継承することに成功していった。しかし、こうした日本人からの土地買い取りがすべて順調に行われたわけではなく、東亜勸業が満鉄、東洋拓殖、大倉組関係の土地権利を引き継ぐことに支障をきたす事例もあった。

そうした事例として、東部内モンゴルの白音太来付近の土地をめぐる佐々江嘉

吉と大倉組との間の複雑な関係がある。この問題に端を発し、大倉組はやがて東亜勸業の経営から手を引いていくこととなった。既に述べたように、三井洋行の鉄嶺出張所長であった佐々江嘉吉は外務省在鉄嶺領事館の酒匂秀一の支援を受け、東洋拓殖から資金を借り入れ、東部内モンゴルの白音太来付近で農場を設立する計画をたてていた。実際に、1917年、佐々江は100方地余の広大な面積からなる農場をこの地に設立した。他方、1919年、大倉組は張作霖と合弁により「興發公司」という会社を設立し、やはり、白音太来付近で900方地という広大な面積からなる農場の経営を行う計画をたてていた。張作霖は大倉組と連携し、東部内モンゴルにおいて広大な面積の土地を取得していくことに強い興味をもっていたのである。この興發公司の設立する農場予定地のなかに、佐々江の関係していた土地の一部が含まれていた。佐々江は既にその土地(蒙地)を払い下げた第二十七師団にその代金を支払っていた。これに対し、張作霖は佐々江の土地権利取得が非合法であることを主張した。張作霖は、佐々江が日本人であることを隠し、配下の中国人の名前を用いて土地の払い下げを受けていることを問題にしていく。こうした張作霖、大倉組の動きに対し、佐々江は自らの土地権利を擁護するよう、日本の外務省等に強く働きかけていった。<sup>18)</sup>

東亜勸業の創立時、佐々江の土地は会社農場に組み込まれていくこととなった。他方、興發公司の土地も会社農場に編入されることとなった。そうした計画に基づいて、大倉組は東亜勸業の株式10万株を引き受け、その経営に参加していったのであった。しかし、佐々江の土地の問題から、東亜勸業と張作霖との関係が難しくなったこともあり、大倉組は東亜勸業の経営から1924年に撤退していった。<sup>19)</sup>つまり、大倉組は国策会社である東亜勸業の経営に参加するよりも、張作霖と提携していく方が会社経営にとって有利であると判断したのである。これにより、東亜勸業は興發公司の土地を取得することができなくなっていく。佐々江嘉吉と大倉組との間の対立などは、東亜勸業の事業が展開していくなかで、「国策」と「営利」の間に整合的な関係を構築することが、実際にはなかなか難しかったことを示している。

さらに、土地権利の帰趨をめぐって、土地権利を取得した日本人とかれらに資

金を貸し付けた会社との関係が対立的なものになることもあった。奉天近郊の広大な面積の土地権利をめぐる榊原農場事件などはその一例である。中国東北地域は清朝発祥の地であり、清朝の初代皇帝であるヌルハチ、第二代目皇帝ホンタイジ、かれらの祖先の陵墓である、それぞれ、福陵(東陵)、昭陵(北陵)、永陵が奉天、撫順、新濱の近郊に設けられていた。これら陵墓は三陵と総称されていた。このうち、昭陵は奉天市(現在の瀋陽市)の郊外に設けられていた。昭陵の中心から半径約6キロメートルの広大な範囲の土地は昭陵余地と呼ばれ、清朝の時代、三陵衙門(役所)の管理下にあった。この昭陵余地は皇室財産とみなされ、特別な保護のもとにおかれていた。

辛亥革命後、東三省総督であった趙爾巽らは「奉天溥豊模範農場公司」というペーパー・カンパニーを設立し、この昭陵余地の土地権利を清朝皇室から借り受けることに成功した。つまり、趙爾巽らは権力を失った清朝皇室からこの土地の権利を奪おうとしたのである。しかし、この時期、奉天政界に台頭してきた張作霖はこうした趙爾巽らの動きを封じ、奉天溥豊模範農場公司の設立を非合法なものとして摘発した。張作霖自身がこの旧昭陵余地の権利に食指を動かしたとも言えよう。これに対し、趙爾巽らは旧昭陵余地を借り受ける権利を、日本人の榊原政雄という人物に当時の金2万円で売り渡してしまった。旧昭陵余地は榊原農場という日本人経営の農場に形を変じたのである。こうした榊原の土地取得の背後には日本の軍の動きがあり、満鉄がその土地取得のための資金を密かに貸し付けていた。つまり、榊原農場はいわゆる「満鉄関係地」の一つであった。

旧昭陵余地は奉天市街を含む、約140平方キロメートルの面積からなる広大な土地であった。榊原政雄がこの土地の権利を主張し始めたことは、日中間の外交上の問題となった。奉天溥豊農場公司与榊原政雄との間に結ばれた契約は、奉天中心部の広大な土地が日本人の手に渡ることを意味した。したがって、張作霖政権はこの契約の有効性を決して認めることは出来なかった。また、日本の外務省も榊原の計画はあまりに無謀なものであるとし、契約の破棄をかれに迫っていった。結局、満鉄も榊原を使った農場設立の計画を断念していく。詳しい経緯はここでは省略するが、その後、榊原の土地権利を中国側に返還するための交渉が進

み、榊原は旧昭陵余地の土地権利を放棄する代償として、鄭家屯などの地に広大な面積の代替地、また、現金20万円の支払いを受けた。注目すべき点は、榊原農場の中国側への返還交渉が進むなかで、榊原と満鉄との間の関係が対立的なものとなっていったことである。榊原は自分の得た上記の代償には満足せず、中国側への土地返還に協力した満鉄を強く非難した。つまり、榊原がその権利を取得したとされる旧昭陵余地は「満鉄関係地」ではあっても、満鉄の土地ではなかった。榊原はあくまでもその土地に対する自分の権利を主張していったのである。<sup>20)</sup>

榊原農場の事例は、東亜勸業の土地権利をめぐる問題を考察するうえで極めて示唆に富む。つまり、「満鉄関係地」「東拓関係地」において、満鉄、東洋拓殖から資金の貸し付けを受けて土地を取得した日本人と、これら会社との関係は決して単純なものではなかったと推測できる。東亜勸業が農場を設立していく過程のなかで、満鉄、東洋拓殖はこうした土地権利者とされた日本人が納得するかたちで、その土地買い上げ価格・その条件を提示しなくてはならなかった。満鉄関係地、東洋拓殖関係地がそのまま東亜勸業の土地となっていったわけではなかったことは、そうした土地権利の買い上げが決して容易でなかったことを示している。

#### 4 東亜勸業農場における伝統的土地権利関係の存在

さて、東亜勸業の農場となった土地は、清朝の時代以降、どのような歴史を有していたのであろうか。この点を考察すると問題はさらに複雑になる。「満洲国」の時代、全国的な土地調査事業である「地籍整理事業」が進められた。この事業は中国東北地域の各土地について、その所有者・地価等を確定し、この地に「近代的」な土地所有制度を確立することを目指していた。この事業は、結局、その目的を達することなく挫折していくが、そのなかで、旧清朝皇室の家産とされた「皇産」、モンゴル王公の有した土地である「蒙地」の存在が問題となった。地籍整理事業が進むなかで、この「皇産」「蒙地」を解体・整理することが如何に困難な問題であるかが明らかとなり、これらの地目は満洲土地制度の「癌」とも呼ばれていった。<sup>21)</sup> 東亜勸業の農場土地はもともとこれら「皇産」「蒙地」として

の歴史を有するものであった。

(1) 旧皇産としての農場土地の歴史

1911年の辛亥革命により宣統帝が退位した際、民国政府は清朝皇室の家産である土地(皇産)はこれを保護する旨の約束を行った。清朝の時代、中国東北地域には清朝皇室の有する各種荘園(官荘)、前述の三陵関係地など、清朝の家産と考えられる土地が広大に展開していた。これらの土地は内務府、三陵衙門などの皇室関係の官衙の役人、在地における荘園の責任者(荘頭)などが世襲的に管理していた。それゆえ、これら官衙の役人や荘頭の家が実質的にはこれら土地の「地主的」な存在であった。また、そうした官衙の役人や荘頭の管理のもとで、多くの農民が荘園の土地、三陵附属地などの耕作に従事し、自らが所属する官衙、また、荘頭などに定められた小作料(租)を納めていた。これら農民の多くも「永佃権」といった言葉で呼ばれた、納租義務を果たしている限り侵されることのない世襲的な「耕作権」を与えられていた。つまり、各種官荘、三陵附属地等は清朝皇室の有する土地ではあったが、そこには、これら土地を管理した官衙の役人や荘頭の家、また、各土地を耕作していた農民たちが世襲的に有していた各種権利が重層的に存在していたのである。<sup>22)</sup>

すでに清末の時代より、中国東北地域に設けられていた各種官荘の民間への払い下げが着手されていた。辛亥革命後、清朝との約束を反故にし、東三省地方政府は清朝の家産とされた各種官荘の土地、三陵附属地等を大規模に民間に払い下げていった。これにより、東三省地方政府は膨大な収入を得ることに成功していく。政治的な権力をすでに失っていた旧清朝皇室はこうした皇産の払い下げに抵抗する力はなかった。では、こうした土地の払い下げを受けて、誰がかつての皇産の地主となっていったのであろうか、また、そこに展開していた複雑な土地権利関係はどのように変化していったのであろうか。これらの問題の考察は、中国東北地域の近代土地制度史における重要な課題であるとともに、当時のこの地域の政治、経済、社会を解明する重要な糸口を与えてくれる。本稿にとって関心のある点は、西宮房次郎をはじめとする日本人はこうした皇産の払い下げを受けて、



その土地権利を得ていったことである。つまり、東亜勸業の農場となった奉天近郊の土地はかつての皇産であった。

東亜勸業農場の代表的な一つとされた奉天農場は奉天市近郊の西側に展開しており、その面積は約420天地ほど（1天地は6畝、あるいは10畝）であった。西宮房次郎は1913年2月から1914年3月にかけて、満鉄からの融資を得て、この土地の払い下げを受けていた。日本人である西宮自身が土地の払い下げを受けることが出来なかったことから、王寶亭という中国人が西宮の代理人となっていた。奉天農場が奉天市近郊の呉家荒、南陳家荒という集落を含む地域に展開していたこと、また、その名義上の土地権利受領者が王寶亭であったということから、この土地がかつては清朝皇産の一つを構成していた昭陵窯柴官甸地であったことがわかる。

昭陵窯柴官甸地は、本来、昭陵の甎瓦を製造するための柴薪・畚土を採取し、窯場を設置するために設けられていた。しかし、清末の時期、この土地は三陵の有力官員の家によって世襲的に支配されており、そのもとで、朝鮮族の小作人たちが水田耕作に従事していた。1916年、この昭陵窯柴官甸地が三陵の有力官員であった張煥柏の手によって日本人に非合法に売却されていたことが発覚した。この日本人の一人こそ西宮房次郎であった。因みに、張煥柏はかつてこの地域における最大の地主といわれた張家の息子の一人であった。先に紹介した榊原農場の権利を中国側に返還する交渉において、旧清朝皇室関係者の代表としてこの交渉に臨んでいた人物もこの張煥柏であった。つまり、辛亥革命後も、旧三陵の官員であった張煥柏は、昭陵余地、昭陵窯柴官甸地の展開していた地域において、その在地的な支配を行使していたのである。昭陵窯柴官甸地の問題について、ここで詳しく論じることはできないが、次の点を確認しておきたい。それは、在地における権利関係をそのまま残すかたちで、西宮房次郎はかつての昭陵窯柴官甸地の土地払い下げを受けていたことである。また、そうした在地の関係に手をつけることなく、東亜勸業は西宮の有した土地権利を引き継いでいった。昭陵窯柴官甸地の時代と同じく、東亜勸業の奉天農場には水田が設けられ、そこでは多くの朝鮮人小作人が耕作に従事していたこと、また、そうした小作人たちの家は清朝

の時代からこの地で水田耕作に携わっていたことなどは、そうした事情を良く示しているであろう。<sup>23)</sup> 東亜勸業の奉天農場はこの地域に展開していた伝統的な権利関係、つまり、皇産の権利関係を整理することなく設立された。東亜勸業は奉天農場の土地に対し、「完全」なる所有権を有していたわけではなかったと言えるよう。

## (2) 旧蒙地としての農場土地の歴史

一方、東部内モンゴルに設立された東亜勸業の農場はかつての「蒙地」であった。蒙地とは、モンゴル王公が「封建的領土支配権」を有していた土地を指す。放牧を生活の糧にしていた多くのモンゴル族にとって、牧草地が耕地と化していくことはかれらの生活を大きく脅かすものであった。したがって、清朝は、本来、漢族農民がモンゴルの地に入植することを原則的に禁止していた。しかし、漢族農民が耕地を求め、続々と関内各地から内モンゴルへと入植していくなかで、清朝は一部の内モンゴルの土地についてはその入植を許可するようになっていた。こうした土地は「開放蒙地」と呼ばれ、そこには入植した漢族を統轄するための縣が設けられた。清末の時期までに、多くの漢族農民が内モンゴルの「開放蒙地」、さらに、「未開放蒙地」に入植し、広大な面積のモンゴル族の放牧地が農耕地と化していった。入植した漢族農民は土地「所有者」であるモンゴル王公、モンゴル旗に「蒙租」などと呼ばれた地代を納入していた。また、そのために、モンゴル王公、モンゴル旗は地局と呼ばれる地代の徴収機関を各地に設けていた。多くのモンゴル族にとって、漢族農民の入植は自己の生活を脅かすものであったが、一部のモンゴル王公、モンゴル旗にとっては、入植した漢族農民の納める地代は魅力ある収入となっていたのである。<sup>24)</sup>

20世紀初頭以降、蒙地の民間への払い下げが本格的に進行した。当時、多くのモンゴル王公は財政的に困窮しており、蒙地を払い下げることにより膨大な収入を得ることを目論んだのである。領有した蒙地を一括して払い下げることにより、モンゴル王公は「押租銀」と呼ばれた土地代金、また、入植した漢族農民から毎年の地代を徴収することができた。

蒙地が続々と開放され、漢族農民の入植が進んだことにより、蒙地の土地権利関係は極めて複雑なものとなっていった。まず、モンゴル王公の土地領有権はそのまま維持されていると考えられていた。また、王公が土地を払い下げてしまったとはいえ、各モンゴル旗に所属した一般のモンゴル人の土地に対する権利を否定することは出来なかった。他方、地価を支払って蒙地に入植した漢族農民らの「耕作権」は厚く保護されていた。こうした重層的な土地権利関係をどのように整理するかという問題は、満洲国時代の地籍整理事業においても懸案の課題となっていた。

東洋拓殖から資金の融資を得て、佐々江嘉吉、峯八十一、石川五郎らが獲得した土地の権利とはこうした歴史を有する蒙地であった。かれらは、1917年から1919年にかけて、それぞれ、孫斌、馬長明、王潤生らの中国人の名義を使って蒙地の払い下げを受けたのであった。旧蒙地であったことから、この地にはなおモンゴル王公、モンゴル旗の権利が潜在的に残されていた。つまり、これら土地を購入した日本人、また、東亜勸業の農場用地に対する権利は必ずしも「完全」なものとは言えなかった。伝統的な蒙地の権利関係を内包したままで、東亜勸業の農場が設立されたことは、その土地経営の基盤の危うさを示すものであった。このことは、皇産の伝統的な権利関係がそのまま残された形で、奉天農場が設立されていた場合とまさに同様であった。

## 5 まとめ

日本は1915年に対華21カ条要求を提出し、その後の中国との交渉のなかで、中国東北地域南部（南満洲）と東部内モンゴルにおける優先的な地位を確保していった。こうした日本政府の動きと歩調を合わせて、多くの日本人がこれら地域において、その経済活動の基地としての土地買収を進めていった。これら日本人の動きの背後には、日本の軍や外務省などの支援があった。日本の権益拡大という「国策」のもと、満鉄、東洋拓殖などの会社はこれら日本人に土地取得のために多額の資金を貸し付けていった。当時、この地域の地方政府は外国人、つまり、日本人への土地売却を厳しく禁じており、そのため、これら日本人は土地を購入

するに際し、配下の中国人の名義を用いていた。その結果、これらの土地については、出資者である満鉄や東洋拓殖などの会社、それら会社から資金を借りて土地の購入を行った日本人、その代理人となった中国人などの間に複雑な権利関係が存在していた。満鉄、東洋拓殖などの会社の出資により、日本人が購入した土地は満鉄、東拓関係地と総称されていた。

1921年に設立された東亜勸業株式会社は中国東北地域において農場経営を目指す国策会社であり、その役員は元官僚を中心に、満鉄・東洋拓殖などの会社の代表者から構成されていた。東亜勸業は日本人が取得していた満鉄、東拓関係地の権利を引き継ぎ、そこに会社農場を設立していった。しかし、上に記したような、日本の会社、日本人、中国人の間の複雑な土地権利関係を如何に整理していくかという点が、東亜勸業にとって難しい課題となっていた。まさに、そこでは、日本の「国策」と、そのために動いたとされる日本の会社や個人の「営利」の動機が激しくぶつかりあっていたのである。

一方、東亜勸業の農場用地、つまり、満鉄、東拓関係地が、本来、どのような歴史を有していたかという点を検討すると、問題はさらに複雑になる。これらの土地は、清朝の時代には、清朝皇室、モンゴル王公が権利を有する「皇産」、「蒙地」であった。辛亥革命後、東三省地方政府はこれら土地を民間に払い下げ、そこから多額の財政収入を得ていた。政治権力をすでに失っていた清朝皇室、モンゴル王公がこうした皇産、蒙地の払い下げに抵抗することができなかった。また、これら土地の現場では、清朝内務府、モンゴル旗に属していた旧旗人などが土地に対して慣習的な権利を保持し続けていた。皇産、蒙地に対する伝統的な権利関係がなお残っていたのである。皇産、蒙地の権利をめぐる問題、つまり、これらの土地の権利を誰が有しているのかという問題は、結局、完全な解決を見ることはなく、満洲国時代に実施された地籍整理事業のなかでも懸案事項とされていた。東亜勸業の農場用地がかつての皇産、蒙地であったことは、その土地経営にとって大きな障害となっていた。

本稿の議論は「中国史」「日本史」「満洲史」「モンゴル史」「朝鮮史」などの領域を包含するものであった。近代以降、東アジアにおいても、ヒト、モノ、カネ、

情報は「国境」を超えて大規模に往きかい、各国、各地域の経済はより大きな枠組みのもとへと統合されていった。そもそも、「東部内モンゴル」という地域概念自体も、20世紀初頭以降、日本人が作り出していったものであった。この地において、日本の官僚、元官僚らの手により、日本の資本、満洲・内モンゴルの土地、朝鮮人の労働力が結び付けられ、日本の国策会社である東亜勸業株式会社の農場が設立されていった。日本の作り出した「東部内モンゴル」という地域概念に、実質的な中身が与えられていったのである。

「日本史」や「中国史」といった「各国史」は歴史研究の基本的な領域を形成し、それぞれが独自の研究課題や研究対象に接近する方法・スタイルを構築してきた。他方、近代以降、現実の政治、経済の動きはそうした「国境」を超えて展開していった。したがって、「各国史」は決してそれ自体で自己完結することはできず、たえず、その外側の世界との関係、相互の内的連関を意識したものとして進められていく必要がある。本稿のテーマについて言えば、日本史、中国史、モンゴル史、朝鮮史などの各分野からの接近、相互の共同作業が必要になる。そうした複眼的な研究をすすめるなかで、個別的な「各国史」や「各地域史」だけでは必ずしも捉えることができない、「国家」「地域」をこえた政治、経済の具体的な動き、新たな研究課題を見出していくことが可能となるであろう。

- 1) 『東亜勸業株式会社拾年史』(東亜勸業株式会社, 昭和8年) 5, 16, 23-26, 274-275頁
- 2) 「東亜勸業株式会社設立趣意書」『日本外務省外交史料館所蔵 外務省記録』17.10.34「東亜勸業株式会社関係雑纂」(第1巻)所収
- 3) 前掲『東亜勸業株式会社拾年史』5頁
- 4) 『大正拾年六月刊行 第六版人事興信録』(東京人事興信所, 大正10年) <41頁
- 5) 戦前期官僚制研究会編 秦郁彦『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会, 1981年) 450, 455, 472, 449頁
- 6) ソウル大学奎章閣所蔵「帝室債務審査会議事録」(80-103-206-K)
- 7) 「土地調査報告書」前掲「東亜勸業株式会社関係雑纂」(第2巻)所収
- 8) 皇産、蒙地については、天海謙三郎『満洲旧慣調査報告書 皇産』(南満洲鉄道株式会社, 大正4年)、亀淵龍長『満洲旧慣調査報告書 蒙地』(南満洲鉄道株式会

社、大正3年)に詳しい説明がある。

- 9) 満洲国の地籍整理事業については、拙稿「満洲国の地籍整理事業について —— 『蒙地』と『皇産』の問題からみる——」『一橋大学研究年報 経済学研究』37(1996年)を参照のこと。
- 10) 『日本外務省外交史料館所蔵 外務省記録』1.7.7 7-2「蒙古農牧事業関係雑件二」
- 11) 前掲「土地調査報告書」
- 12) 李相哲『満洲における日本人経営新聞の歴史』(凱風社、2000年)39-40、45-47、63-69頁
- 13) 「蒙古土地担保貸出ノ件」(東洋拓殖総裁石塚栄蔵から拓殖局園田書記官宛て書簡、大正10年1月26日)前掲「東亜勸業株式会社関係雑纂」(第1巻)所収
- 14) 「東蒙地帯ニ於ケル邦人ノ経営シ及経営セントスル事業位置要図」『日本外務省外交史料館所蔵 外務省記録』1.7.10.32「満洲勸業株式会社関係雑纂」所収
- 15) 薄益雄・畠山睦子『新設 薄天鬼將軍伝』(阿賀の館—天鬼將軍館、平成7年)
- 16) 前掲「蒙古農牧事業関係雑件 二」
- 17) 前掲「土地調査報告書」、前掲「蒙古土地担保貸出ノ件」
- 18) 前掲「蒙古農牧事業関係雑件 二」
- 19) 前掲『東亜勸業株式会社拾年史』17頁
- 20) 榊原農場については、拙稿「土地利権をめぐる中国・日本の官民関係——旧奉天の皇産をめぐる——」『アジア経済』38-1(1997年)を参照のこと。
- 21) 前掲、拙稿「満洲国の地籍整理事業について」を参照のこと。
- 22) 詳しくは、前掲、天海謙三郎『皇産』を参照のこと。
- 23) 昭陵窯柴官甸地の払い下げ問題については、拙稿「辛亥革命後、旧奉天省における官地の払い下げ」『東洋史研究』53-3(平成6年)を参照のこと。
- 24) 蒙地の問題については、前掲『蒙地』を参照のこと。

付記：東亜勸業株式会社設立の詳しい過程については、拙稿「近代東北アジア地域の経済統合と日本の国策会社」『東北アジア研究 第8号』(2004年3月刊行予定)を参照のこと。また、2003年12月6日に開催された第13回「近現代東北アジア地域史研究会」の席上、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所の中見立夫氏から「東部内モンゴル」という地域概念が日本人によって政治的に造られたものであることのご教示を得た。記して感謝の意を表したい。

(一橋大学大学院経済学研究科教授)